

## 流山市子育て応援マンション認定制度要領

### (目的)

第1条 この要領は、流山市子育て応援マンション認定制度要綱（以下「要綱」という。）に基づき、施行について必要な事項を定めることを目的とする。

### (流山市子育て応援マンションの要件)

第2条 要綱第2条第1号の別に定める要件は、次の各号に定めるところによる。

- (1) マンション開発事業に合わせて、総住戸数200戸以上のマンションにおいては認可保育所、総住戸数200戸未満のマンションにおいては第3条に規定するいずれかの子育て支援施設（認可保育所、認可保育所以外の保育施設、キッズルームなど）が設置されていること。ただし平成25年6月6日時点において、次の各項に該当する場合は、総住戸数に関係なく第3条に規定するいずれかの子育て支援施設が設置されていることとする。
  - ①建築工事が既に完了しているマンション
  - ②建築工事着工済みのマンション
- (2) 分譲マンションの全住戸の専有面積が60㎡以上であり、かつ全住戸のうち10分の9以上の住戸において、住戸専有面積が70㎡以上であること。ただし、平成28年4月1日時点において、次の各項に該当する場合を除く。
  - ①建築工事が既に完了しているマンション
  - ②建築工事着工済みのマンション
- (3) 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること。
- (4) 階数が2以上の共同住宅の場合は、窓付きのエレベーターを設置していること。
- (5) 子どもが共用部分にある危険な場所に近寄れないようにするため、侵入を防止するフェンス等を設置していること。
- (6) オートロック機能のある共有玄関を設置していること。
- (7) 子どもでも操作しやすくするため、同じ場所に設置される1基以上のエレベーターは、乗車用ボタンおよびかご内の操作盤を床面から概ね1mの高さに設置していること。
- (8) マンション敷地内の廊下等の通路の幅が、90cm以上確保されていること。
- (9) 住戸の入口前または玄関内に、ベビーカー等のためのスペースが確保されていること。
- (10) ベビーカー等がスムーズに移動できるよう、各住戸からエントランスを経て、敷地外へ至る動線および各住戸から駐車場までの動線には段差がない

こと。また、スロープ等を設置していること。

(子育て支援施設)

第3条 要綱第2条第1号の別に定める施設のうち、子育て支援施設は、平成25年6月6日以降に事前協議を申請したマンションで、戸数が200戸以上の場合は、第1号に定めるものとする。また戸数200戸未満、及び平成25年6月6日以前に事前協議を申請したマンションについては、次の各号に定めるものとする。

(1) 認可保育所

ア 開所時期

原則としてマンション入居開始日とする。

イ 整備及び設置認可に関する協議

認可保育所の整備及び設置の方法について、事業者又は認可保育所の設置経営主体は、流山市子ども家庭部子ども家庭課と協議するものとする。

(2) 認可保育所以外の保育施設

ア 開所時期

原則としてマンション入居開始日とする。

イ 整備及び設置認定に関する協議

整備および施設の内容について、事業者又は設置経営主体は、流山市子ども家庭部子ども家庭課と協議するものとする。

(3) キッズルーム

ア 開所時期

原則としてマンション入居開始日とする。

イ 整備及び設置認定に関する協議

整備および施設の内容について、事業者又は設置経営主体は、流山市子ども家庭部子ども家庭課と協議するものとする。

(4) その他市長が認める施設

ア 開所時期

原則としてマンション入居開始日とする。

イ 整備及び設置認定に関する協議

整備および施設の内容について、事業者又は設置経営主体は、流山市子ども家庭部子ども家庭課と協議するものとする。

(マンションの認定基準)

第4条 要綱第2条第1号の別に定める基準を満たすものについては、子育て支援施策を実施しているマンションとして、「流山市子育て応援マンション」

として認定を行う。また別表 1 に掲げる項目について、18 項目以上の認定基準を持たずマンションについては、積極的に子育て支援施策を実施しているマンションとして、「流山市子育て特別応援マンション」として認定を行う。

(適用の除外)

第 5 条 計画内容が、子育てしやすい住環境の形成を図るために必要な水準を備えたものとして市長が特に認める場合、流山市子育て応援マンションの部分に対して、この要領の規定の一部を適用しないことができる。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。